

第 31 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

1 日 時 令和 8 年 1 月 26 日（月） 8 時 55 分～ 9 時 57 分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（12 名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢槿 学
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢
⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（6 名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

○尾上 進

5 議事日程

諮問第 1 号 脇本中部地区地域計画の変更に係る意見について
諮問第 2 号 農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について
報告第 1 号 農地の転用事実に関する照会の報告について
議案第 1 号 非農地判断について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第 5 号 令和 8 年度阿久根市農作業賃金等標準額について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局	事務局長	下脇 一博
	管理係長	平瀬 修治
	主 査	岩崎 展幸
	主 任	山元 正彦
○農政林務課	中間管理機構事業推進員	梶尾 末義
	主 事	奥 裕太

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第31回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1、議事録署名委員の指名であります。議長において、9番 尻無濱俊幸 委員、10番 中野 和徳 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第31回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3、諸報告であります。1月5日に阿久根市役所で開催されました仕事始め式に私が出席いたしました。

次に、1月7日にABCパレスで開催されました商工会議所が主催する新春懇談会に私が出席いたしました。

次に、1月22日に出水市で開催されました女性委員研修会に樫八重委員と牛堀委員が出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4、諮問第1号 脇本中部地区地域計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (奥 裕太)

それでは、諮問第1号 脇本中部地区地域計画の変更に係る意見について説明させていただきます。

この計画につきましては、令和5年の農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが地域計画として法定化されたことに伴い、地域における農業の将来の在り方等について、地域の協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的利用を図るための計画を策定したところであります。

この計画は、令和7年1月の農業委員会総会において、阿久根市地域計画の策定について意見を伺い、令和7年3月末に市内12地区で策定したところでありますが、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならないとなっております。今回、脇本中部地区において変更がありましたので、委員の皆様様の御意見を賜りたく諮問させて頂いたところであります。

説明させていただく内容につきましては、変更があった箇所について御説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

赤字で記載しています箇所が、今回地域での話し合いにより、変更・追加があった箇所になります。

今回の地域計画(案)、脇本中部地区につきましては、1の(1)の地域計画の区域の状況については、小学校校区を基準とし区域を設定しており、地区全体の農地面積は、田が74.4ha、畑が165.1haで計239.5haを地域計画のエリアに設定しております。また、利用者や認定農業者等含む農業を担う者は全体で88経営体としております。

次に、3ページ、3の農業の将来の在り方を達成するためにとるべき必要な措置につきましては、脇本中部地区は、ほ場が狭く、表土に石がまじっているところが多いため、区画整理やほ場の石礫除去といった地域全体での基盤整備事業の検討を進めることとしております。

また、4ページに記載してありますが、この地区におきましては、鳥獣被害が大きく、防止対策や農地の管理・景観維持にも取り組むこととしております。

次に、地域内の農業を担う者については、5ページから8ページになります。

こちらは、この地域で中心的に農業経営を行っている者を記載しております。

変更箇所につきましては、担う者一覧の現在の経営面積、将来の経営面積の表記を小数点第2位までに表記を変更しております。

また、脇本中部地区での経営を行わなくなったため、名簿から削除をした農家が3名と、新たに1名を追加したところです。

新たに、追加した「〇〇 〇〇」さんにおかれましては、今後、農地中間管理事業の契約を予定していることから今回新たに追加したものです。

次に、目標地図ですが、令和5年度から令和6年度にかけて、農業委員会に御協力いただいた現段階での農業者の経営規模の意向に加え、策定時から現在までの農地の売買や貸借で農地の移動があったものにつきましても地図に反映させております。

まだ、目指すべき農地の集約が進んでいないところではありますが、話し合いを継続しながら、耕作者も決めていきたいと考えております。

さらに区域外に在住の方にも、意向を聴取・協議の場への参加を周知しながら、目標地図の完成度を高めていく予定としております。

諮問第1号の説明につきましては以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5、諮問第2号 農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (奥 裕太)

それでは、諮問第2号 農業振興地域整備計画の全体見直しに係る意見について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備に関する法律第12条の第2項第1号の規定により、概ね5年ごとに基礎調査を行うこととされています。

前回の整備計画書の策定が令和2年度であり、5年が経過したことから、昨年度の令和6年度より計画書の策定に当たり、調査や見直しを行ってきました。

資料の1ページをお開きください。

本計画の素案については、昨年8月の農業委員会総会において、意見聴取のお願いをしたところであります。

今回の全体見直しで、令和6年度に現地調査を行い、選定した筆に加え、住民からの意見募集により寄せられた意見箇所705筆を除外対象地になりました。

4 ページから 13 ページにかけては、農用地として残す箇所を薄い水色に、今回除外する箇所を赤色に着色してあります。

今回の見直しでは、農用地区域への編入はありませんでした。

それぞれ、内容を御確認いただけましたら、資料の 2 ページにお戻りください。

除外する地番が確定したことから、農業振興地域の農用地区域につきましては、変更前より 705 筆、51.9ha を除外することとなります。

除外理由につきましては、集落周辺農地で宅地化が見込まれる農地が 3 筆で 0.2ha、国・県・市・町道等の道路及び道路予定地が 3 筆で 0.1ha、農業上の近代化が見込まれない小規模な農地が 97 筆で 2.8ha、農業上の利用が見込まれない山林原野が 587 筆で 47.9ha、農用地等とすることが不適当な農地が 15 筆で 0.9ha であります。

県には、10 月から 1 月にかけて事前協議を行い、整備計画書、基礎資料、土地利用計画書等素案について、異存なしとの回答を得たところであります。

今回の諮問につきましては、昨年 8 月に素案について意見聴取を行っていることから、農業振興整備計画に係る農用地区域からの除外について説明させていただきました。

今後、各関係機関との意見聴取が終わり次第、公告、縦覧の手続きに入りますが、現段階での完成版を農業委員会事務局内の農業委員会会長席に備え付けておきますので、詳細等は、手に取って御確認いただきますようお願いして私からの説明を終わります。

諮問第 2 号の説明につきましては以上です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (〇〇 〇〇)

資料 5 ページの 75 番「〇〇 〇〇」さんについて、現在は耕作されていないと思われませんが、土地を所有しているだけで、ここに記載があるのでしょうか。

農政林務課 (奥 裕太)

農政林務課では、75 番の「〇〇 〇〇」さんについては、この地域で耕作をされているとの認識で記載しております。

委員 (〇〇 〇〇)

分かりました。

もう一つ質問させてください。

6 ページに記載のあります「株式会社 〇〇〇」は、どのような会社ですか。

農政林務課（奥 裕太）

以前に経営されていた「〇〇ファーム」の鶏舎を利用して経営されている養鶏の会社となります。

場所については、9ページの地図の右上の黄色の網掛け部分となります。脇本〇〇番の宅地と脇本〇〇番の宅地であり、所有者は「〇〇 〇〇」さんになります。

委員（〇〇 〇〇）
分かりました。

議長（田嶋 輝男）
他に質問は、ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）
異議なしと認めます。
よって、諮問第2号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）
日程第6、報告第1号 農地の転用事実に関する照会の報告についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）
報告第1号は、農地の転用事実に関する照会の報告についてであります。
鹿児島地方法務局出水出張所登記官より、別紙農地についての照会が1件ありましたので報告します。
これは、登記地目が農地である土地に農地以外の地目への地目変更登記申請があったとき、転用許可の有無、農地の現況、農地転用に関する事実について照会があるものであります。
この法務局からの照会があった場合は、2週間以内に回答するようになっております。

それでは、整理番号1について説明しますので、総会資料は4ページ、地図につきましては、別添資料の1ページを御覧ください。

本件は、令和7年12月16日付け日記第219号で、鹿児島地方法務局出水出張所登記官から農地の転用事実に関する照会があったものであります。

申請人は、塩鶴町に居住しています「〇〇 〇〇」さんです。

対象地は、塩鶴町一丁目〇〇番、地目は畑、面積は288㎡、変更後の地目は宅地であります。

現地確認につきましては、令和7年12月19日、中野委員と事務局1名で行いました。

対象地は、平成3年頃に住宅に付随する車庫が建築され、現在も利用されており、農地以外の現況であったことを確認し、その旨、法務局に回答しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島地方法務局出水出張所登記官に対し、ただいま、事務局から説明のありましたとおり回答したことを報告します。

議長 (田嶋 輝男)

日程第7、議案第1号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第1号、非農地判断について御説明します。

議案書は、5ページから11ページになります。

それでは、今月の非農地証明願から御説明いたします。

議案書は、7ページから8ページになります。

申請件数は6件であり、田が3筆1,636㎡、畑が20筆9,974㎡で合計の23筆11,610㎡であります。

確認については、1月6日に担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であり、非農地となっている事を確認しました。

続きまして、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は、9ページから11ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内の田が2筆489㎡、畑が4筆2,287㎡で合計が6筆2,776㎡、農用地区域外の田が2筆1,227㎡、畑が54筆32,331㎡で合計が56筆33,558㎡であり、農用地区域内・外の合計が62筆36,334㎡になります。

今月の非農地証明願と再生利用が困難と判断した農地の合計は85筆47,944㎡に

なります。

確認につきましては、令和8年1月13日、15日に、農業委員2名と推進委員1名と事務局で行いました。

いずれも雑木・灌木等が繁茂しており、山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから非農地と判断しました。

なお、農用地域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法までは外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり非農地と判断することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第8、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第2号について御説明いたします。

議案書は13ページから14ページを御覧ください。

今月の農地法第3条の申請は、所有権移転が6件です。

それでは、整理番号1について説明します。

地図につきましては、別添資料2ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑です。

譲受人は「〇〇〇 株式会社」、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が県外居住のため耕作が出来ず、譲受人が相手方の要望により取得するものです。

取得後は、露地野菜を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は売買による所有権移転です。

続きまして、整理番号2について説明します。

地図につきましても、別添資料3ページから4ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑と脇本〇〇番の畑の2筆です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住のため耕作が出来ず、譲受人が相手方の要望により取得するものです。

取得後は、馬鈴薯を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は贈与による所有権移転です。

続きまして、整理番号3について説明します。

地図につきましても、別添資料5ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が高齢のため耕作が出来なくなり、譲受人が相手方の要望により取得するものです。

取得後は、甘藷を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は贈与による所有権移転です。

続きまして、整理番号4について説明します。

地図につきましても、別添資料6ページから7ページになります。

申請地は、多田〇〇番の畑と鶴川内〇〇番の畑の2筆です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が高齢のため耕作が出来ず、譲受人は経営を拡大したいことから取得するものです。

取得後は、デコポン・キウイ・アボガドを耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は売買による所有権移転です。

続きまして、整理番号5について説明します。

地図につきましても、別添資料8ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住のため耕作が出来ず、譲受人が相手方の要望により取得するものです。

取得後は、甘藷を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は贈与による所有権移転です。

続きまして、整理番号6について説明します。

地図につきましては、別添資料9ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住のため耕作が出来ず、譲受人が相手方の要望により取得するものです。

取得後は、甘藷を耕作する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は贈与による所有権移転です。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

7番、園田 勇一 委員

委員 (園田 勇一)

議案第2号に係る調査は、1月9日に8番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号1から6についての報告ですが、申請人については、農機具の所有状況、就労日数などに問題はなく、営農にも積極的に取り組むつもりです。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第3号について説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件です。

それでは、整理番号1の案件を説明いたしますので、議案書は16ページ、地図は別添資料の10ページから11ページを御覧ください。

本件は、駐車場・事務所への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から東南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の内にある農地であることから、第1種農地に該当します。

申請譲受人は、長島町に本社があります、「株式会社 〇〇〇」さんです。

申請譲受人は、現在、会社の駐車場が長島にあり、会社が行う仕事の場所が九州一円であるため国道に近い申請地を購入し、駐車場を整備するため本件を申請されました。

申請地は整地され、駐車場・事務所が整備されます。

申請地の雨水排水については、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

8番 馬見新 貢 委員

委員 (馬見新 貢)

議案第3号に係る調査結果について報告します。

調査は、1月9日に7番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、土留め工事やブロック壁を設けるなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、調査結果は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 (〇〇 〇〇)

ここは、第1種農地のことでありますが、原則、転用できないのではないですか。

事務局 (岩崎 展幸)

第1種農地ではありますが、不許可の例外である集落接続施設として、事務局としては判断しました。

委員 (〇〇 〇〇)

会社の業務としては、どのようなことをされますか。

事務局 (岩崎 展幸)

主に牛の削蹄などを行っている会社と伺っています。

委員 (〇〇 〇〇)

分かりました。

第1種農地であることが、ちょっと気になったところでありました。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑は、ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第10、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (山元 正彦)

それでは、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について説明させていただきます。

議案書の18ページをお開きください。

初めに、利用権の設定について総括表で御説明いたします。

今回の農用地利用集積等促進計画は、令和8年3月31日貸付開始分の申請であり、農地36筆、面積33,110㎡の利用権設定となります。

このうち、設定の期間は、5年間で36筆の33,110㎡となっております。

また、地目別では田が14筆の13,132㎡、畑が22筆の19,978㎡となっております。

利用権を設定する36件の内訳につきましては、議案書の19ページから21ページに記載のとおりであります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 11、議案第 5 号 令和 8 年度阿久根市農作業賃金等標準額についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (下脇 一博)

それでは、議案第 5 号 令和 8 年度阿久根市農作業賃金等標準額について、説明させていただきます。

初めに、1 ページを御覧ください。

令和 8 年度の農作業賃金等標準額となり、修正箇所は赤字で記載してあります。

内容に関しては、2 ページ以降の資料で説明していきたいと思っておりますので、資料の 2 ページをお開きください。

標準額の策定に当たりまして、関係機関の情勢を調査いたしました。

1 番であります。鹿児島労働局、労働基準監督署のホームページから引用した時間額の最低賃金であり、令和 7 年 11 月 1 日から効力発生したものであります。

まず、令和 7 年度の鹿児島県の最低賃金は、時間額が 1,026 円であり、昨年度と比較して 73 円上がっています。

率としては、7.7%のアップということで、仮に 1 日を 8 時間として勤務した場合は、8,208 円となります。

次に、全国平均になりますが、時間額は 1,121 円であり、昨年度と比較して 66 円の引上げであり、率としては 6.3%の上昇となっています。

8 時間勤務した場合は、8,968 円となり、鹿児島県と全国平均を比較した表の右側の比較であります。時間額にして 95 円、8 時間勤務した場合において 760 円のマイナスになります。

ただし、時間額は全国平均を下回っておりますけれども、各年度における比較と次の表の時間額推移を見ていただければ分かりますとおり、鹿児島県と全国平均ともに増える傾向にありますが、その差額が徐々に近づいている状況にあります。

次に、2 番の J A 鹿児島いずみであります。

資材課からの情報提供であります。肥料について、令和 7 肥料年度春肥の価格は、肥料原料価格の上昇やイスラエルの軍事衝突、中国の輸出期間が昨年に比べ短くなった影響などにより、基準銘柄で前期対比 4.3%の値上げとなったとのことあります。

次に、3 ページになります。

農薬については、全農取扱農薬約 1,182 品目のうち、値上げが 1,075 品目、値下げが 3 品目、残りは据え置きとなったとのことあります。

次に、園芸資材であります。段ボールが 10%以上、農ビが 8%以上、農 P O が 8%以上、農ポリが 5 から 10%以上の値上げとなっています。

次に、J A 折口給油所からの情報提供である燃料費単価推移についてであります。

まず、ガソリンであります。159 円で昨年度と比較して 23 円の値下げ、引下率は 12.6%、軽油が 146 円で 17 円の値下げ、引下率で 10.4%、灯油が 123 円

で1円の値下げ、引下率が0.8%、重油が123円で1円の値下げ、引下率が0.8%となっています。

なお、この表内の金額については、1月の上旬の聞き取り価格であります。

次に4ページになりますが、阿久根市シルバー人材センターの受託費であります。実際には、高齢者であるため8時間は勤務されないとは思いますが、労働時間を1日当たり8時間で計上しています。

まず、甘藷・果樹等の収穫については、9,522円であり、昨年度比較して690円値上げとなります。

次の草払い・伐開等については、11,684円であり、644円の値上げとなります。

この金額には、シルバー人材センターが受け取る事務費の15%が含まれています。実際に本人が受領する金額は、事務費を差し引いた場合、115分の100で計算しますと、甘藷・果樹等の収穫については、9,522円が8,280円となり、1時間当たりの単価が1,035円となります。

また、草払い・伐開作業については、11,684円が10,160円となり、1時間当たりの単価が1,270円となります。

伐開作業等については、合わせて燃料費が必要となりますので、その分をある程度上乗せした数字でありますので参考としてください。

次に、5ページになりますが、標準額改定の根拠を示してあります。

初めに、一般作業の軽作業についてであります。作業内容については、ここに記載のとおりであります。

ただ、標準額の改定につきましては、県の時間額最低賃金が、11月1日から1時間953円から1,026円に引き上げられ、1日8時間の労働時間算出で日額8,208円となり、現行の標準額の7,700円では下回ることになるため、現行の標準額以上の額に設定する必要があります。

現行の時間単価が960円ありますので、令和8年度の時間単価を1,037.5円とし、1日8時間の標準額を8,300円と改定しようとするものであります。

次に、重作業であります。作業内容については記載のとおりであり、標準額の改定については、軽作業と同様に、現行の標準額の8,400円、時間単価の1,050円となることから、令和8年度の時間単価を1,125円とし、標準額を9,000円に改定しようとするものであります。

次に、機械作業であります。これまでの経緯については記載のとおりであります。

令和8年度につきましては、出水市、長島町が示しています農作業賃金等標準額の項目を参考に、農家及び受託事業者等の意見も聞きながら、掲載する項目の全般的な見直しを行おうとするものになります。

最後に、その他になります。

標準額については、毎年度十分に協議を重ねてきているところではありますが、出水市及び長島町の出水地区の標準額等考慮しながら検討をお願いしたいと考えております。

8ページから9ページにかけて、出水市、長島町の標準額を記載してありますの

で、ご参照ください。
以上で説明を終わります。
御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)
事務局の説明が終わりました。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、議案第5号については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。
次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)
それでは、以上をもちまして、第31回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時57分

議事録署名日 令和8年2月25日

農業委員会会長 ----- 田嶋 輝男 -----

議事録署名人 ----- 尻無濱 俊幸 -----

議 事 録 署 名 人 ----- 中 野 和 徳 -----

書 記 ----- 下 脇 一 博 -----